

広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十五号

広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則等の一部を改正する規則

(広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則の一部改正)

第一条 広島県立障害者リハビリテーションセンター使用規則(昭和五十三年広島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(診療科) 第四条 (略) 一―十三 (略) 十四 総合内科</p>	<p>(診療科) 第四条 (略) 一―十三 (略)</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号（第5条関係）

入院申請書

(略)

(略)

1 (略)

2 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例第9条及び第9条の2の規定により支払うこととされている利用料金及び手数料は、申請者が指定の期日までに納入します。

もし申請者が納入しない場合は、保証人が代わって納入します。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

申請者	(略)
保証人が保証する債務	1 <u>広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例第9条及び第9条の2の規定により支払うこととされている利用料金及び手数料</u>
	2 同条例第18条に規定する損害賠償額
	極度額 円

(略)

(略)

注 1 患者が申請する場合は、1の記載事項中「申請者及び」を抹消すること。

2 保証人が法人の場合にあつては、極度額の定めは不要とする。

3 (略)

改正前

別記様式第1号（第5条関係）

入院申請書

(略)

(略)

1 (略)

2 入院料その他の費用は、申請者が指定の期日までに納入します。  
もし申請者が納入しない場合は、保証人が代わって納入します。

平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

申請者	(略)

(略)

(略)

注 1 患者が申請する場合は、1の記載事項中「申請者及び」をまつ消すること。

2 (略)

別記様式第四号から別記様式第八号までの様式中「        」  
に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第9号（第10条関係）

利用料金後納（分納）申請書

（略）

（略）

年 月 日

（略）

- 注 1 不用の文字は、抹消すること。  
2 （略）

改正前

様式第9号（第10条関係）

利用料金後納（分納）申請書

（略）

（略）

平成 年 月 日

（略）

- 注 1 不用の文字は、まつ消すること。  
2 （略）

様式第10号（第10条関係）

手数料後納（分納）申請書

（略）

（略）

年 月 日

（略）

- 注 1 不用の文字は、抹消すること。  
2 （略）

様式第10号（第10条関係）

手数料後納（分納）申請書

（略）

（略）

平成 年 月 日

（略）

- 注 1 不用の文字は、まつ消すること。  
2 （略）

(広島県立福山若草園使用規則の一部改正)

第二条 広島県立福山若草園使用規則(昭和五十三年広島県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号（第3条関係）

入院申請書

(略)

(略)

1 (略)

2 広島県立福山若草園設置及び管理条例第7条の規定により支払うこととされている利用料金及び手数料は、申請者が指定の期日までに納入します。

もし申請者が納入しない場合は、保証人が代わって納入します。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

申請者	(略)
保証人が保証する債務	1 <u>広島県立福山若草園設置及び管理条例第7条の規定により支払うこととされている利用料金及び手数料</u>
	2 <u>同条例第16条に規定する損害賠償額</u>
	極度額 _____ 円
(略)	

(略)

注 1 患者が申請する場合は、1の記載事項中「申請者及び」を抹消すること。

2 保証人が法人の場合にあつては、極度額の定めは不要とする。

3 (略)

改正前

別記様式第1号（第3条関係）

入院申請書

(略)

(略)

1 (略)

2 入院料その他の費用は、申請者が指定の期日までに納入します。もし申請者が納入しない場合は、保証人が代わって納入します。

平成 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

申請者	(略)
(略)	

(略)

注 1 患者が申請する場合は、1の記載事項中「申請者及び」をまつ消すること。

2 (略)

別記様式第二号から別記様式第六号までの様式中「ホ」を「ハ」に改める。

(広島県立障害者療育支援センター使用規則の一部改正)

第三条 広島県立障害者療育支援センター使用規則(昭和五十八年広島県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号（第3条関係）

入院申請書

年 月 日

広島県立障害者療育支援センター指定管理者様

次のとおりわかば療育園で入院診療を受けたいので許可してください。

患者	(〒 - ) 住所			電話( )
	(フリガナ) 氏名	生年月日	年 月 日生	

なお、入院の上は、広島県立障害者療育支援センター使用規則を守り、次の事項を相違なく履行します。

- 1 患者の身元に関する一切の事項は、申請者及び保証人において引き受けます。
- 2 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例第7条の規定により支払うこととされている利用料金及び手数料は、申請者が指定の期日までに納入します。

もし申請者が納入しない場合は、保証人が代わつて納入します。

申請者	(〒 - ) 住所			電話( )
	氏名	⑩	患者との続き柄	年齢
保証人が保証する債務	1 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例第7条の規定により支払うこととされている利用料金及び手数料 2 同条例第16条に規定する損害賠償額			
	極度額	円		
保証人	(〒 - ) 住所			電話( )
	氏名	⑩	患者との続き柄	年齢

- 注 1 患者が申請する場合は、上記1の記載事項中「申請者及び」を抹消すること。  
2 保証人が法人の場合にあつては、極度額の定めは不要とする。  
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



別記様式第二号から別記様式第六号までの様式中「~~五~~」  
~~五~~ ~~五~~ ~~五~~に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。